

広業産第261号
平成31年1月24日

一般社団法人 広島電業協会
会長 小畑 博文 様

広島市長 松井 一 實
(環境局業務部産業廃棄物指導課)



PCB使用安定器の保有に関するアンケート調査業務においてPCB使用安定器が発見された場合の対応方法の周知について (依頼)

日ごろより、本市産業廃棄物行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平成30年10月から平成31年1月までの間で本市が実施するPCB使用安定器の保有に関するアンケート調査業務につきましては、調査対象者である建物所有者から順次回答が提出されており、貴団体及び貴団体の所属会員の皆様の御協力によるものと、改めて感謝申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物のうち高濃度PCB廃棄物を処分するためには、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) のPCB処理事業所に処分を委託する必要があります。廃棄により高濃度PCB廃棄物となるPCB使用安定器につきましても、同事業所に処分を委託する必要があります。

また、JESCOまでのPCB使用安定器の運搬につきましても、高濃度PCB廃棄物の運搬を業として行うことができる特別管理産業廃棄物収集運搬業者と契約のうえ、運搬していただく必要があります。

これらの処理の委託に当たりましては、建物所有者自身において委託契約を締結しなければなりません。

貴団体の所属会員の皆様には、建物所有者からの調査依頼に基づき、調査対象建物におけるPCB使用安定器の有無に関する調査に御対応いただいているところですが、調査によってPCB使用安定器が見つかった場合の対応として、以下の点を貴団体の所属会員の皆様に周知徹底してくださいませよう、お願いいたします。

- ・建物所有者からPCB使用安定器の処分の依頼があつたとしても、当該安定器を持ち帰らないこと (PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で禁止されています。)
- ・処分までの間、建物所有者においてPCB使用安定器を保管してもらうこと。

参考：PCB含有機器を保管・使用していないか点検してください！ (広島市ホームページ)

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1424407487890/index.html>

高濃度PCB廃棄物の処理方法 (広島市ホームページ)

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1388986597633/index.html>

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

担当：計画係 三石、西口

電話：082-504-2225

FAX：082-504-2229

E-mail：sanhai@city.hiroshima.lg.jp